

プロジェクト IFRS 解釈指針委員会

項目 **【審議事項】IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」 個別にかつ企業の他の資源からおおむね独立してリターンを生み出す資産**

I. 本資料の目的

1. 本資料は、2026 年 9 月の IFRS 解釈指針委員会（以下「委員会」という。）において議論された「個別にかつ企業の他の資源からおおむね独立してリターンを生み出す資産（IFRS 第 18 号『財務諸表における表示及び開示』（以下『IFRS 第 18 号』という。）」に関するアジェンダ・ペーパー（以下「AP」という。）及びアジェンダ決定（案）の概要をご説明し、ASBJ 事務局の対応（案）についてご意見をいただくことを目的としている。なお、本資料中 AP の翻訳となっている箇所については、すべて ASBJ スタッフの仮訳である。

II. AP の概要

要望書の背景及び概要

2. 委員会は、IFRS 第 18 号第 53 項(c)に定められている、資産が個別にかつ企業の他の資源からおおむね独立してリターンを生み出すかの評価方法に関する要望書の提出を受けた（AP2 第 1 項）。
3. IFRS 第 18 号第 53 項には次のように記載されている（AP2 第 5 項）。

第 55 項から第 58 項で特定の主要な事業活動を有する企業について要求されるものを除き、企業は、以下からの・・・収益及び費用を[純損益計算書の]投資区分に分類しなければならない。

・・・

(c) その他の資産（個別にかつ企業の他の資源からおおむね独立してリターンを生み出す場合）

4. IFRS 第 18 号 B45 項から B49 項には、資産が 53 項(c)に該当する種類の資産（個別にかつ企業の他の資源からおおむね独立してリターンを生み出す資産）であるか判断する際に適用する追加の要求事項が規定されている。これらの項には、個別にかつ企業の他の資

源からおおむね独立してリターンを生み出す資産と、そうでない資産の例が挙げられている。IFRS 第 18 号 B48 項は、「企業が財又はサービスを製造又は供給するために組み合わせて使用する資産は、個別にかつ企業の他の資源からおおむね独立してリターンを生み出さない・・・」と規定している。(AP2 第 6 項)

5. 要望書は、資産が個別にかつ企業の他の資源からおおむね独立してリターンを生み出すかの評価方法を質問している。特に、当該資産を「財又はサービスを製造又は供給するために組み合わせて」使用しているかに関する IFRS 第 18 号 B48 項の要求事項をどのように評価するかについて質問している。(AP2 第 7 項)

IASB スタッフの分析

6. IFRS 財団のデュー・プロセス・ハンドブック（以下「ハンドブック」という。）5.19 項において、委員会は、基準設定プロジェクトの必要性を次のことに基づいて評価している（AP2 第 9 項）。

- (a) 当該事項は広がりのある影響を有しているかどうか、すなわち、
 - (i) 当該状況又は取引は、一般性があるか、あるいは一般性があると見込まれるかどうか。
 - (ii) IFRS 会計基準の適用において、影響を受ける者に重要性がある影響を与えているか又は影響を与えると見込まれる多様性又は予想される多様性があるかどうか。
- (b) 財務報告を改善するために、IFRS 会計基準の要求事項を追加又は変更することが必要であるかどうか。すなわち、IFRS 会計基準における原則及び要求事項が、企業が要求される会計処理を決定するための適切な基礎を提供していない。
- (c) 当該事項が現行の IFRS 会計基準及び「概念フレームワーク」の枠内で効率的に解決できるかどうか。
- (d) 当該事項の範囲が、IASB 又は解釈指針委員会が効率的な方法で扱うことができるのに十分なほど狭いが、IASB 又は解釈指針委員会及び利害関係者が IFRS 会計基準書を変更するために要するデュー・プロセスを実施することがコストに見合う効果がないほど狭くはないかどうか。

(ハンドブック 5.19 項(a)の評価 (広がりのある影響を有しているか))

7. IASB スタッフは、利害関係者に送付する情報要請の目的は、要望書が IFRS 財団のデュー・プロセス・ハンドブック 5.19 項(a)の規準を満たすかどうかを理解することであり、次の事項を検討している (AP2 第 10 項)。
- (1) 要望書の取引又は事実パターンは、一般性があるか、あるいは一般性があると見込まれるかどうか。
 - (2) 取引又は事実パターンに対する IFRS 会計基準の適用において、影響を受ける者に重要性がある影響を与えているか又は影響を与えると見込まれる多様性又は予想される多様性があるかどうか。
8. IASB スタッフは、次の理由により要望書に関連する情報要請を実施しなかったとしている (AP2 第 11 項)。
- (1) 大多数の企業は、IFRS 第 18 号の適用過程にあるが、まだ適用していない。そのため、関係者は該当する要求事項の適用における多様性の有無についてコメントできないと想定される。
 - (2) 要望書の提出者は、次のように述べている。
 - ① この文脈において、特に企業が組成していない金融資産に関する IFRS 第 18 号の解釈について、様々な業界で疑問が生じている。例えば、投資ファンドが保有する金融資産について疑問が生じている。
 - ② この質問は、資産から生じる収益及び費用の分類に影響を及ぼすものであり、また、IASB が 2026 年 6 月に公表した「IAS 第 28 号『関連会社及び共同支配企業に対する投資』(以下「IAS 第 28 号」という。)における公正価値オプションの修正」により重要性が増している。この修正により、関連会社及び共同支配企業に対する投資に IAS 第 28 号における公正価値オプションを適用することが可能であるかと、当該企業が特定の種類の資産への投資を主要な事業活動としているか (IFRS 第 18 号第 53 項に規定される何らかの資産を保有しているか) の評価が結びつけられることとなった。
 - ③ この質問は時間的制約を伴う。なぜなら、IAS 第 28 号における公正価値オプションの適用範囲は、2027 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から適用が義務付け

られている IFRS 第 18 号の経過措置と関連しているからである。

(3) 一部の利害関係者（会計事務所及び財務諸表作成者など）からの非公式のフィードバックにより(2)の指摘が裏付けられた。また、これらの利害関係者からは同様の問題について実施した議論が共有され、適用される要求事項の理解に違いがあることが確認された。

9. IASB スタッフは、収集した証拠は、次の理由により当該事項が広がりのある影響を有している可能性を示しており、当該事項はハンドブック 5.19 項(a)の規準を満たすとしている（AP2 第 12 項及び第 13 項）。

(1) IFRS 第 18 号 B46 項及び B48 項に列挙されている、企業による評価が必要となる可能性のある資産（負債性投資又は資本性投資、投資不動産など）に対する投資は一般的である。

(2) 要求事項の適用における相違は、特に IAS 第 28 号における公正価値オプションの適用において多様性を生じさせる可能性がある。

(ハンドブック 5.19 項(b)の評価（基準の追加又は変更が必要か）

企業が評価することを要求される原則

10. IASB スタッフは、企業が IFRS 第 18 号第 53 項における特定の資産への投資を主要な事業活動とする場合、当該資産から生じる収益及び費用は純損益計算書の営業区分に計上され、それ以外の場合、投資区分に計上されとしている。第 53 項(c)は、その他の資産、すなわち(a)関連会社、共同支配企業及び非連結子会社に対する投資、並びに(b)現金及び現金同等物以外の資産であって、個別にかつ企業の他の資源からおおむね独立してリターンを生み出す場合に適用されとしている。（AP2 第 14 項）

11. IASB スタッフは、IFRS 第 18 号 B45 項から B49 項には、資産が第 53 項(c)に該当する種類の資産であるか評価する際、企業が適用すべき補足的な要求事項が示されているとしている。B48 項では、企業が財又はサービスを製造又は供給するために組み合わせて使用する資産は、個別にかつ企業の他の資源からおおむね独立してリターンを生み出さないとされており、そのような資産の例が挙げられているとしている。（AP2 第 15 項）

12. IASB スタッフは、B48 項は、第 53 項(c)の要求事項の文脈で解釈すべきとしている。したがって、企業が財又はサービスを製造又は供給するために組み合わせて資産を使用しているか検討する際、当該資産が個別にかつ企業の他の資源からおおむね独立してリタ

ーンを生み出しているかという文脈で評価を行うことになるとしている。この点は、IFRS 第 18 号の結論の根拠 BC142 項によって裏付けられており、B48 項の例示が個別にかつ企業の他の資源からおおむね独立してリターンを生み出さない資産である理由を説明しており、それらの資産が財又はサービスを製造又は供給するために組み合わせて使用されているか及びその使用方法を説明しているのではないとしている。(AP2 第 16 項)

13. したがって、IASB スタッフは、IFRS 第 18 号第 53 項(c)を評価し、B45 項から B49 項を適用する際、企業が考慮すべき原則は、当該資産が「個別にかつ企業の他の資源からおおむね独立して」リターンを生み出すかどうかであるとしている (AP2 第 17 項)。

資産が個別にかつ企業の他の資源からおおむね独立してリターンを生み出すかという原則の評価方法

14. IASB スタッフは、IFRS 第 18 号第 53 項(c)における原則を評価する際、企業は判断を行使しなければならない、すべての事実及び状況を考慮するとしている (AP2 第 18 項)。
15. IASB スタッフは、資産と他の資源との間に何らかの関係性があったとしても、「個別にかつ企業の他の資源からおおむね独立して」リターンを生み出す可能性があると考えられるとしている (AP2 第 19 項)。
16. IASB スタッフは、IFRS 第 18 号 B46 項では、個別にかつ企業の他の資源からおおむね独立してリターンを生み出す資産の例には、通常、投資不動産が含まれるとしている。投資不動産 (IAS 第 40 号「投資不動産」(以下「IAS 第 40 号」という。)) 第 5 項¹において、賃貸収益若しくは資本増価又はその両方を目的として保有する不動産と定義されている。) は、個別にリターンを生み出し、また、IAS 第 40 号第 7 項で説明されているように投資不動産は「企業が保有している他の資産とはおおむね独立したキャッシュ・フローを生み出す」としている。(AP2 第 20 項)
17. 企業が保有する投資不動産は、通常、企業の他の資源と何らかの関係性がある。例えば、投資不動産の維持管理には、企業の他の資源の一部を使用する可能性が高い。しかし、そのような関係性があっても、投資不動産が企業の他の資源からおおむね独立してキャッシュ・フローを生み出すことを妨げるものではない。(AP2 第 21 項)

金融資産が第 53 項(c)に該当する種類の資産であるかの評価

18. IASB スタッフは、要望書には投資家にリターンを提供するために負債性投資や資本性投

¹ AP では第 6 項と記載されているが、正しくは第 5 項であると思われるため修正している。

資などの金融資産を保有する投資ファンドの例が含まれているため、金融資産を保有する企業が IFRS 第 18 号第 53 項(c)及び関連する要求事項をどのように解釈すべきか検討するとしている。要望書で例示されているシナリオには、保有する金融資産が第 53 項(c)に該当する種類の資産であるかの結論を導き出すために必要となる可能性のあるすべての関連事実が含まれていないため、当該シナリオについて結論を示すことはしないとしている。(AP2 第 22 項)

19. IASB スタッフは、IFRS 第 18 号第 53 項(c)に示された原則を評価するにあたり、投資ファンド等の企業は、IFRS 第 18 号 B45 項から B49 項に規定される補足的な要求事項を考慮するとしている。IFRS 第 18 号 B46 項によれば、第 53 項(c)における個別にかつ企業の他の資源からおおむね独立してリターンを生み出す資産には、通常、負債性投資又は資本性投資が含まれるとしている。(AP2 第 23 項)
20. したがって、IASB スタッフは、要望書に記載された企業は、保有する負債性投資及び資本性投資が、通常、個別にかつ企業の他の資源からおおむね独立してリターンを生み出す資産であるという前提に立って検討することになるとしている (AP2 第 24 項)。
21. IASB スタッフは、IFRS 第 18 号 B48 項には、財又はサービスを製造又は供給するために組み合わせて使用されるため個別にかつ企業の他の資源からおおむね独立してリターンを生み出さないことから、第 53 項(c)に該当する種類の資産ではない資産の例が挙げられているとしている。これらの例のうち 2 つは負債性金融商品（他の当事者が当該企業に対する支払義務を負っているもの）であるとしている。そのうち 1 つは、収益及び費用が営業区分に分類される財又はサービスの製造又は供給から生じる債権であり、もう 1 つは、企業が主要な事業活動として顧客にファイナンスを提供している場合の顧客に対する貸付金であるとしている。(AP2 第 25 項)
22. IASB スタッフは、IFRS 第 18 号 B48 項に示された負債性金融商品はいずれも顧客に対する財又はサービスの製造又は供給から生じることに留意したとしている。また、顧客に対する財又はサービスの製造又は供給は、その性質上、他の資源と組み合わせて行われる活動であるとしている。したがって、個別にかつ企業の他の資源からおおむね独立してリターンを生み出さないことは、これらの負債性金融商品の基本的な性質であるとしている。顧客への貸付金が、個別にかつ企業の他の資源からおおむね独立してリターンを生み出さない根拠は結論の根拠 BC143 項で説明されており、そこには次のように記載されているとしている。(AP2 第 26 項)

企業が主要な事業活動として顧客にファイナンスを提供している場合、顧客へのファイナ

ンスの提供から生じた資産（例えば、顧客への貸付金）は、個別にかつ企業の他の資源とおおむね独立してリターンを生み出す資産ではない。BC142 項(b)における例と整合的に、そのような企業については、ファイナンスの提供は企業が顧客に提供するサービスであり、それは企業の他の資源との組合せで行うものである。

23. IASB スタッフは、負債性投資又は資本性投資を保有する企業は、IFRS 第 18 号 B48 項の例示を参考にし、IFRS 第 18 号 B46 項に基づく当初の仮定が依然として適切であるかどうかを評価している。したがって、要望書の対象となる企業は、保有する負債性投資又は資本性投資が、顧客に対する財又はサービスの製造又は供給から生じたものであるかどうかを検討することになっているとしている。（AP2 第 27 項）

要求事項の適用に関する結論

24. 本資料第 10 項から前項の分析に基づき、IASB スタッフは次のように考えるとしている（AP2 第 28 項）。
- (1) 企業は、資産が個別にかつ企業の他の資源からおおむね独立してリターンを生み出すか（第 53 項(c)に該当する種類の資産であるか）評価する。この評価は、IFRS 第 18 号 B45 項から B49 項の要求事項を検討することで裏付けられる。
 - (2) 企業は、(1)に記載されている評価を行うにあたり判断を行わなければならない。
 - (3) 資産は、企業の他の資源との間に何らかの関係性があったとしても「個別にかつ企業の他の資源からおおむね独立して」リターンを生み出す可能性がある。
 - (4) 負債性投資や資本性投資のような金融資産を保有する企業は、通常、それらの資産が個別にかつ企業の他の資源からおおむね独立してリターンを生み出す（第 53 項(c)に該当する種類の資産である）と判断する。しかし、企業が、顧客に対する財又はサービスの製造又は供給から生じた負債性金融商品を保有している場合、通常、それらの投資は個別にかつ企業の他の資源からおおむね独立してリターンを生み出していない（第 53 項(c)に該当する種類の資産ではない）と結論づけると考えられる。

ハンドブック 5.19 項(b)の規準を満たすか

25. 本資料第 10 項から第 23 項の分析及び前項の要約のとおり、IASB スタッフは、IFRS 第 18 号の原則及び要求事項は、資産が個別にかつ企業の他の資源からおおむね独立してリターンを生み出すか評価するための適切な基礎を提供していると考えている（AP2 第 29 項）。

26. したがって、IASB スタッフは、ハンドブックの 5.19 項(b)の規準を満たさず、ハンドブックの 5.22 項に従って、提出された質問に対処するための基準設定プロジェクトは不要であると判断している（AP2 第 30 項）。

IASB スタッフの結論及び提案

27. ハンドブック 5.19 項の規準の評価に基づいて、IASB スタッフは、委員会が基準設定プロジェクトは不要であるという決定について説明する暫定的なアジェンダ決定を公表することを提案している。また、ハンドブックの 8.2 項から 8.3 項に従って、IFRS 第 18 号第 53 項(c)の適用方法を説明する暫定的なアジェンダ決定を公表することを提案している。（AP2 第 31 項）

III. 2026 年 9 月の IFRS-IC 会議の概要

28. 暫定的なアジェンダ決定（案）に対して、次のような意見が聞かれた。
- (1) 企業が判断を適用する必要がある旨を追加する必要がある。
 - (2) 要望書は IFRS 第 18 号第 53 項(c)自体の評価について質問しており企業の事業活動は関係しないため、投資ファンドへの言及を削除するべきある。
 - (3) 特定の主要な事業活動の評価との関係に言及するべきである。
29. IASB スタッフは、前項(1)の意見には対応するが、前項(2)については要望書の一部として投資ファンドへの言及は残し、前項(3)については特定の主要事業活動の評価は要望書の質問とは関係ないため言及しないことを提案した。
30. 前項の IASB スタッフの提案に関する修正がなされることを条件として、14 名の委員のうち 10 名が TAD の公表に賛成した。

IV. アジェンダ決定（案）（仮訳）

31. 前項を踏まえ、2026 年 9 月 29 日に次のアジェンダ決定（案）が公表された。

個別にかつ企業の他の資源からおおむね独立してリターンを生み出す資産（IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」） — アジェンダ・ペーパー2-2A

2026 年 11 月 30 日までコメントを募集

委員会は、IFRS 第 18 号の第 53 項(c)に定められているように、企業が保有している資産が個別にかつ企業の他の資源からおおむね独立してリターンを生み出すかどうかを企業がどのように評価するのかを質問した要望書を受け取った。

適用される要求事項

純損益計算書において収益及び費用を分類するために、IFRS 第 18 号の第 49 項は、企業が特定の主要な事業活動（すなわち、(a)特定の種類の資産への投資（IFRS 第 18 号の第 53 項参照）又は(b)顧客へのファイナンスの提供という主要な事業活動）を有しているかどうかを評価することを企業に要求している。

IFRS 第 18 号の第 53 項(c)は、「[IFRS 第 18 号の] 第 55 項から第 58 項で特定の主要な事業活動を有する企業について要求されるものを除き、企業は、以下からの…収益及び費用を[純損益計算書の]投資区分に分類しなければならない。…(c) その他の資産（個別にかつ企業の他の資源からおおむね独立してリターンを生み出す場合）」と述べている。

IFRS 第 18 号の B46 項は、第 53 項(c)における、個別にかつ企業の他の資源からおおむね独立してリターンを生み出す資産には、通常、次のものが含まれると述べている。

- a. 負債性投資又は資本性投資
- b. 投資不動産、及び当該不動産が生み出す賃料に係る債権

IFRS 第 18 号の B48 項は、企業が財又はサービスを製造又は供給するために組み合わせて使用する資産は、個別にかつ企業の他の資源からおおむね独立してリターンを生み出さず、このような資産には、通常、次のものが含まれると述べている。

- a. 有形固定資産
- b. 収益及び費用が営業区分に分類される財又はサービスの製造又は供給から生じる資産（例えば、そうした財及びサービスに係る債権）
- c. 企業が主要な事業活動として顧客にファイナンスを提供している場合には、顧客に対する貸付金

IFRS 第 18 号の第 53 項(c)の要求事項の適用

企業は、保有している資産が第 53 項(c)に定められている種類のものであるかどうかを評価するにあたり判断を適用し、IFRS 第 18 号の B45 項から B49 項は、企業が当該判断を行うのに役立つ要求事項を含んでいる。

B45 項から B49 項を適用する企業は、第 53 項(c)の要求事項の文脈において適用する。したがって、B48 項を適用するにあたり、企業は、資産が個別にかつ企業の他の資源からおおむね独立してリターンを生み出すかどうかを評価する目的上、企業が当該資産を財又はサービスを製造又は供給するために他の資源と組み合わせて使用しているかどうかを検討する。

委員会は、資産と企業の他の資源との間に何らかの相互関係がある場合であっても、当該資産が企業の他の資源から「個別にかつおおむね独立して」リターンを生み出す可能性があることに着目した。例えば、投資不動産は、通常、個別にかつ企業の他の資源からおおむね独立してリターンを生み出す資産である（IFRS 第 18 号の B46 項(b)）が、企業の他の資源のいくつかを使用して維持されることが多い。

第 53 項(c)の要求事項の負債性投資及び資本性投資への適用

要望書は、投資ファンドが、自らの保有している金融資産（負債性投資又は資本性投資など）が IFRS 第 18 号の第 53 項(c)に定められている種類のものであるかどうかをどのように評価するのかを質問していた。

B46 項(a)を適用して、金融資産（負債性投資及び資本性投資など）を保有している企業は、通常、当該資産は個別にかつ企業の他の資源からおおむね独立してリターンを生み出すと結論を下す。

B48 項は、通常は個別にかつ企業の他の資源からおおむね独立してリターンを生み出さない資産の例示を含んでいる。これらの例示のうちの 2 つは負債性金融商品である。すなわち、(1)収益及び費用が営業区分に分類される財及びサービスの製造又は供給から生じる債権、及び(2)企業が主要な事業活動として顧客にファイナンスを提供している場合には、顧客に対する貸付金である。

委員会は、B48 項における負債性金融商品の例示が、顧客への財又はサービスの製造又は供給から生じる負債性金融商品であることに着目した。

したがって、IFRS 第 18 号の第 53 項(c)及び IFRS 第 18 号の B45 項から B49 項における関連する適用指針を適用するにあたり、次のようにする。

- a. 企業は通常、自らが保有している負債性投資及び資本性投資は個別にかつ企業の他の資源からおおむね独立してリターンを生み出すと結論を下す。例えば、負債性投資又は資本性投資を保有している投資ファンドは、通常、当該投資はそのようなリターンを生み出すと結論を下す。
- b. しかし、顧客への財又はサービスの製造又は供給から生じる負債性金融商品を保有している企業は、通常、当該金融商品は個別にかつ企業の他の資源からおおむね独立してリターンを生み出さないと結論を下す。

結論

委員会は、IFRS 第 18 号における原則及び要求事項は、第 53 項(c)の文脈において、企業が保有している資産が個別にかつ企業の他の資源からおおむね独立してリターンを生み出すかどうかを企業が評価するための適切な基礎を提供していると結論を下した。したがって、委員会は、要望書に対処するための基準設定プロジェクトは必要ないと [決定した]。

以 上